

口腔がん検診

日時 2月18日(日)9:30~12:00

場所 市民健康センター

定員 36人(多数抽選)

申込 1月31日(水)までに往復はがき(1枚につき1人)に氏名(ふりがな)、住所、生年月日、年齢、性別、電話番号を明記し、〒252-0021座間市緑ヶ丘1-1-3(一社)座間市歯科医師会口腔がん検診係宛てに郵送(必着)

問合せ (一社)座間市歯科医師会事務局 ☎046(251)0345

※抽選の結果および検診時間など、詳しくは郵送でお知らせします。

担当 健康医療課 ☎046(252)7995 FAX 046(255)3550

新型コロナウイルスワクチン接種

接種が無料で受けられる特例臨時接種期間は3月31日(日)までです。期間終了直前に接種希望者が集中することが予想されます。接種を希望する方は、早めの接種をご検討ください。

対象 ▼初回接種=生後6カ月以上の方

▼追加接種=初回接種が完了し、前回接種から3カ月が経過した方

※令和5年秋開始接種期間(令和5年9月20日~令和6年3月31日)の追加接種は、1人1回までです。

接種場所 市内個別接種実施医療機関

※詳しくは、接種券に同封の事業案内または市ホームページをご覧ください。

※市外にかかりつけ医がある場合は、その医療機関にご相談ください。

予約方法 ▼12歳以上の方=医療機関に問い合わせ

▼6カ月~11歳の方=市LINE公式アカウント(24時間受付)から予約または電話で担当へ(医療機関では予約不可)

ワクチン接種の最新情報



市LINE
公式アカウント



市ホームページ

※記載内容は令和5年12月15日時点のものです。国の方針などにより変更となる場合があります。

担当 健康医療課 ☎046(252)8405 FAX 046(255)3550

お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

市税の納め忘れはありませんか

市税は充実・安定した行政サービスを提供するために必要不可欠な財源です。納期限が過ぎて未納になっている市税がないかご確認ください。

納付が困難な方はご連絡を

病気や失職、災害など、やむを得ない事情により市税の納期ごとの納付が困難な場合は、分割納付など納税を猶予する制度があります。

一人で悩んだり放置せず、早めに電話または窓口でご相談ください。

連絡をせずに市税を滞納すると

納期限を過ぎても納付がない方には督促状を発送します。その後も納付がない場合には、勤務先や金融機関などへ給与や預貯金などの調査を行うとともに「給与や預貯金等の差し押さえ」や住居や事業所などに立ち入って調査を行う「捜索」を実施します。

納期限後に納付する場合は、延滞金を納めていただく場合があります。また、滞納者は一部の行政サービスが制限されます。

担当 債権管理課 ☎046(252)8049 FAX 046(255)3550

悪質な訪問販売 撲滅！キャンペーン

悪質な訪問販売についての注意喚起を目的として、漫才師宮田陽・昇さん、漫談家ねづっちさんによるお笑いステージやパネル展示などを行います。



宮田陽・昇さん



ねづっちさん

日時 2月4日(日)10:00~16:30

場所 イオンモール座間1階ノースコート

問合せ 神奈川県消費生活課 ☎045(312)

1121(内線2640)

担当 市民広聴課 ☎046(252)8218 FAX 046(252)0220



県ホームページ

市民の皆さんからのご意見を~パブリックコメント情報~

座間市のシティプロモーション

~みんなのガイドライン~(素案)にご意見を

全市域においてシティプロモーションの推進を目指すため、「座間市のシティプロモーション~みんなのガイドライン~(素案)」を作成しましたので、内容をお知らせするとともに、皆さんのご意見を募集します。頂いたご意見に対する市の考えは、市ホームページなどで公表します。

意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学者、市内に事務所などを有する法人またはその他団体、公募事案に利害関係を有する方

募集期間 1月19日(金)~2月18日(日)

閲覧 市ホームページまたは市役所4階地域プロモーション課・1階市民情報コーナー、各出張所(東出張所を除く)、青少年センター、市公民館、北地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター(ひばりが丘コミュニティセンターを除く)

意見の提出方法 市LINE公式アカウント・市ホームページから電子申請、住所、氏名(法人などは名称と代表者氏名)、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所地域プロモーション課宛てに郵送(必着)、ファクスまたは直接担当へ

※市内在勤者は事業所などの名称と所在地、市内在学者は学校名と所在地、法人などは所在地を加えて記入してください。

担当 地域プロモーション課 ☎046(252)7961 FAX 046(255)3550

座間市マンション管理適正化推進計画(案)にご意見を

令和2年に公布された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正する法律」により、国はマンション管理適正化の推進を図るための基本的な方針を策定し、地方公共団体は、国の基本方針に基づき、管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項等を定める計画を定めることができるようになりました。

これを受け、市内のマンション管理適正化を推進するため、「座間市マンション管理適正化推進計画(案)」を作成しましたので、内容をお知らせするとともに、皆さんのご意見を募集します。頂いたご意見に対する市の考えは、市ホームページなどで公表します。

意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学者、市内に事務所などを有する法人またはその他団体、公募事案に利害関係を有する方

募集期間 1月15日(月)~2月14日(水)

閲覧 市ホームページまたは市役所4階都市整備課・1階市民情報コーナー、各出張所(東出張所を除く)、青少年センター、市公民館、北地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター(ひばりが丘コミュニティセンターを除く)

意見の提出方法 市LINE公式アカウント・市ホームページから電子申請、住所、氏名(法人などは名称と代表者氏名)、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所都市整備課宛てに郵送(必着)、ファクスまたは直接担当へ

※市内在勤者は事業所などの名称と所在地、市内在学者は学校名と所在地、法人などは所在地を加えて記入してください。

担当 都市整備課 ☎046(252)7396 FAX 046(255)3550

座間市国民健康保険保健事業実施計画(令和6年度~11年度)(案)にご意見を

「座間市国民健康保険保健事業実施計画(平成30年度~令和5年度)」の計画期間満了に伴い、「座間市国民健康保険保健事業実施計画(令和6年度~11年度)(案)」を作成しましたので、内容をお知らせするとともに、皆さんのご意見を募集します。頂いたご意見に対する市の考えは、市ホームページなどで公表します。

意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学者、市内に事務所などを有する法人またはその他団体、公募事案に利害関係を有する方

募集期間 1月22日(月)~2月21日(水)

閲覧 市ホームページまたは市役所1階保険年金課・市民情報コーナー、各出張所(東出張所を除く)、青少年センター、市公民館、北地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター(ひばりが丘コミュニティセンターを除く)

意見の提出方法 市LINE公式アカウント・市ホームページから電子申請、住所、氏名(法人などは名称と代表者氏名)、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所保険年金課宛てに郵送(必着)、ファクスまたは直接担当へ

※市内在勤者は事業所などの名称と所在地、市内在学者は学校名と所在地、法人などは所在地を加えて記入してください。

担当 保険年金課 ☎046(252)7672 FAX 046(252)7043

座間市役所 〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号(郵便物は、郵便番号と「座間市役所+課名」を記入することで届きます)

●開庁時間 月曜~金曜日(祝・休日と年末年始を除く)8:30~17:15(第2・第4土曜日の午前中は一部業務を実施)